

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業

事業目的

- ✓ 令和12年度には約4万7千人の介護職員の不足が見込まれる中、介護ニーズは増大
- ✓ 都はこれまでも、介護職員の処遇改善を国に対して求めてきたが、住居費の高さなど、東京の実情が反映されていない状況
- ✓ 都として対策を充実・強化し、一刻も早く介護業界からの人材流出に歯止めをかける

➔ **国の見直しが講じられるまでの間、都が居住支援特別手当を支給**



事業概要

【対象職種】

介護保険サービス事業所に勤務する介護職員・介護支援専門員

【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上）

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての介護職員等を支給対象とする

【事業イメージ】



- ・ 補助金の交付前に手当を支給する順序（①→④→②→③）も可能
- ・ 補助金は、審査後、その年度の手当の支給予定額及びその金額の15%（社会保険料事業者負担額分相当）を前払いで交付

令和7年度の事業スケジュール

○ 令和7年度の交付申請は12月26日（金）まで受け付けます。

年度	令和6年度			令和7年度											令和8年度				
月	2月	3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	時期未定			
令和6年度 事業分						令和6年度 実績報告		対象： 交付決定を受けた 全ての事業者											
						受付期間： 6月2日(月) ～ 8月29日(金)													
						審査 → 額の確定 (→返納※)													
令和7年度 事業分				受付 準備 期間 (申請 登録 受付)		令和7年度 交付申請						変更交付申請		実績報告 ※ (実際の 支給額と の差額を 返納)					
						受付期間：4月1日(火)～12月26日(金)						受付期間： 1月5日(月)～ 1月30日(金) (当初交付額では 不足する場合のみ)							
				審査 → 交付決定 → 概算払 (不備がなければ、申請から審査を経て約2か月後に補助金を交付)															

※ 補助金の交付額が実績報告により確定した額を超えている場合は、差額の返納が必要です。なお、追加の交付はありません。